

浅妻章如・酒井貴子著『租税法』(日評ベーシック・シリーズ)正誤表

(2020年9月刊行/ISBNコード 978-4-535-80693-1)

本書の126頁4行目以降に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

2020年10月23日 株式会社日本評論社

126頁4行目から

(誤)「特定同族会社」とは、資本金の額が1億円以下で、最上位の株主等の一人およびこれと同族関係者が、その発行済み株式等の50%超を有する場合の被支配会社から、5億円以上の大法人の100%子会社を除いたものである(法人税法67条1項)。2(1)の例における同族会社 X_1 は「特定同族会社」に該当するが、 X_2 は該当しない。最上位の株主たる①のグループメンバー、すなわち、H、WとCの持株割合合計が、 $15+7+5=27\%$ にとどまるからである。なお、5億円以上の大法人の100%子会社が「特定同族会社」から除かれるのは、このような子会社は、大法人のグループの一部として親会社の信用力を背景に資金調達等が可能でありながら、一法人として中小法人として軽課措置を受けることが問題となったからである(⇒本章V3)。

(正)「特定同族会社」とは、資本金の額が1億円を超え、最上位の株主等の一人およびこれと同族関係者が、その発行済株式等の50%超を有する場合の一定の被支配会社である(法人税法67条1、2項)。2(1)の例における同族会社 X_1 は「特定同族会社」に該当しうるが、 X_2 は該当しえない。最上位の株主等たる①のグループ、すなわち、H、WとCの持株割合合計が、 $15+7+5=27\%$ にとどまるからである。ただし、2010年改正で、上記の被支配会社でその資本金の額が1億円以下の場合でも、資本金の額が5億円以上の大法人の100%子会社については「特定同族会社」に含まれることとされた。このような子会社は、大法人のグループの一部として親会社の信用力を背景に資金調達等が可能でありながら、一中小法人として軽課措置を受けることが問題となったからである(⇒本章V3)。